

 <p>【防火ポスター】</p>	<p>平成27年春季火災予防運動 嶺北消防組合</p>
	<p>【防火標語】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国統一防火標語 もういいかい 火を消すまでは まあただよ ・ 全国山火事統一標語 伝えよう 森の大事さ 火の怖さ

【概要】

この運動は、空気が乾燥して火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を行い、火災の発生を防止し、高齢者などを中心とする死傷者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

平成26年のあわら市・坂井市内の火災件数は27件で、そのうち住宅から発生した火災は8件でした。

住宅火災における、出火原因の主なものはこんろ、たばこ、灯火及び配線器具と使用上の不注意によるものが多く、自らが十分な注意を行うことで防ぐことができます。

なお、これからの季節は、空気が乾燥するとともに、時折り突風が発生することもあります。また、屋外においても火を取り扱う機会が多くなりますので、火の取り扱いには十分に注意しましょう。

【実施期間】

平成27年3月20日（金）から3月26日（木）まで

【重点目標】

(1) 各家庭及び地区などに対する指導について

- ① 日常、火気を取り扱う機会の多い家庭の主婦を対象に防火講習会を開催し、初期消火の重要性や天ぷら油による火災防止などを推し進めます。
- ② 乾燥時や強風時の火災発生の防止対策を推し進めます。
- ③ 一般家庭に対し、住宅用防災機器及び防災製品などの普及促進を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進や適切な維持管理及び経年劣化に伴う機器交換の推進に併せて、住宅用火災警報器の不適正販売

や詐欺などに係る予防対策を押し進めます。

- ④ 寝たきりや一人暮らし高齢者など災害が発生したときに援護が必要な方の実態を把握し、安全対策に重点を置いた死傷者の発生防止対策を押し進めます。
- ⑤ 住宅火災による、死傷者の発生を防止する対策の要点をまとめた「**住宅防火 いのちを守る 7つのポイント**」の広報を押し進めます。
- ⑥ 放火による火災を防止するため、人目につきやすい所に可燃物を放置しないなど、各家庭や地域が一体となった「**放火による火災の防止対策**」を押し進めます。
- ⑦ 婦人防火クラブや自主防災組織の整備・充実を行い、このような組織を対象とした防火講習会の開催や地域の実情に応じた実践的な指導を行います。
- ⑧ 老朽化消火器の破裂事故などを防止するため、危険性の認識や点検及び廃棄、リサイクル、購入方法など、適切な指導を行います。
- ⑨ 火気使用器具や電気器具など、製品火災の発生防止に向けた適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報をホームページなどに掲載します。また、震災時の出火防止対策として、自動消火装置などを備えた火気器具の普及を押し進めるとともに、電気に起因する出火防止のため、感震ブレーカーなどの普及や、自宅からの避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発を行います。
- ⑩ 多数の観客などが参加する行事などを主催する者や、対象火気器具などを使用して露店などを開設する者に対しては届出の必要性を周知し、積極的に現地におもむき、露店業者などに対して火災予防上の指導を行います。

(2) 事業者に対する指導事項について

- ① 防火管理者などに対して、防火管理業務の責任不履行に対する社会的な責任を理解していただき、更なる防火管理体制の充実を押し進めます。
- ② 不特定多数の方が出入りする防火対象物に対し、実態に応じた消防訓練の実施を進めるとともに、自衛消防組織の活動などについて適切な指導を行うとともに、緩降機や救助袋を使用した避難訓練中の安全管理の徹底を押し進めます。
- ③ 高齢者や障がい者などが入居する小規模福祉施設の防火安全対策として、防火安全意識の啓発と法令を必ず守る意識の徹底を押し進めます。
- ④ 有床診療所や病院における火災発生時の安全確保のために、日頃からの訓練の励行を行うとともに、事業者自身による防火対策チェックシステムの利用促進について周知し、啓発を行います。
- ⑤ 違反のある防火対象物に対して社会的な責任を理解していただき、防火安全意識及び違反是正の徹底を押し進めます。

- ⑥ ホテルや旅館などにおける防火安全対策の徹底を推し進めます。
 - ⑦ 個室ビデオなどの個室型店舗、小規模雑居ビルにおける防火安全対策の徹底を推し進めます。
 - ⑧ 防火対象物関係者に対し、防火・防災対象物の定期点検や消防用設備等の点検・整備の重要性を認識していただき、点検結果の報告の徹底を進めるなど、適正な防火管理や機能維持について指導を行い、併せて防災物品の使用の徹底も推し進めます。
 - ⑨ 防火対象物関係者に対して、事業所の掲示板などに防火ポスターの掲示を依頼し、防火意識の啓発と高揚を推し進めます。
 - ⑩ 防火対象物関係者に対し、「**放火による火災の防止対策**」の推進、放火火災による被害の軽減対策を行うよう指導します。
 - ⑪ 危険性物品（産業廃棄物等）を取り扱う事業所に対し、防火安全意識の啓発及び対策の徹底について指導を行います。
 - ⑫ 危険物施設の関係者に対し、地下貯蔵タンクの定期点検や流出事故防止対策の重要性を認識していただき、危険物施設の保安の確保の徹底について指導を行います。
- (3) 林野火災に対する指導事項について
- ① ハイカーなど入山者、森林所有者や森林周辺の農地・作業現場の作業員、地域住民、小中学校の児童・生徒などを対象に、次のような重点事項の啓発活動を行います。
 - ア 枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。
 - イ たき火をしている場所を離れるときは、完全に消火する。
 - ウ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしない。
 - エ 火入れを行う際には、許可を必ず受ける。
 - オ たばこの吸殻は必ず消すとともに、投げ捨てをしない。
 - カ 火遊びをしない。
 - ② 火災警報発令中など、火災の発生しやすい時季には、関係機関が協力して監視や広報パトロールを強化するなどして、火災の未然防止、火災の早期発見に努めます。
 - ③ 地域住民、森林所有者などによる山火事予防組織の育成強化を進め、民間防火組織と連携を取った、予防対策を行うよう依頼します。
- (4) 車両火災に対する指導事項について
- ① 駅舎やトンネルに設置されている消防用設備等の点検整備の励行や取扱方法の習熟指導を推し進めます。
 - ② 危険物品の車両内への持込み禁止や車両からのたばこの投げ捨て防止を指導します。
 - ③ 車両の防火安全対策の徹底を推し進めます。
 - ④ 車両に対する消火器の設置普及を行います。